

第十三回 會議錄

昭和二十七年四月十四日(月曜日)午後
一時四十八分開会

中華書局影印

理事

加賀
操君

山崎 恒春

津井治三郎君
宮本邦彦君
片柳真吉君
三浦辰雄君
小林孝平君
三橋八次郎君

朱詩卷之二

政府委員

農林政務次官
野原正勝君
林野庁長官 横川信夫君
事務局側

常任委員會專門員
常任委員會專門員
安樂城敏男君

說明員

林野庁林政課長 白井 俊郎君

本日の会議に付した事件

産業災害補償法の一部を改正する法

案(内閣送付)

送付

農業共済基金法案(内閣送付)

衆議院提出)

委員長(羽生三七君) それでは、こ
より委員会を開きます。

第九部 農林委員會會議錄第二十號

昭和二十七年四月十四日

卷之三

本週の議事日程は、最初に農業災害補償法の一部を改正する法律案並びに農業災害補償法の一部を改正する法律案について行いたいと思います。最初に農業災害補償法の一部を改正する法律案から御説明いたします。

○政府委員(野原正勝君) 農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

第一に改正いたしたい点は、共済掛金の一部を国庫が負担する制度に関する改正でござりますが、農業災害補償法第十二條によりますと水稻、陸稻、麦の農業作物共済の共済掛金の一部を農業共済再保險特別会計に繰り入れて負担いたしますと共に、この負担金を食糧の売渡価格の中に載り込みまして消費者に負担させるように定めているのですが、家計費への影響等を考慮いたしまして、農業災害補償制度を施行以来毎年これに対する臨時措置としてこの規定の適用を除外する法律を制定して参つたのでござります。従いましてこの負担金は一応食糧管理特別会計が負担いたますが、その財源とおなづかたのではござります。この点を

いたしますときに、農作物共済のこの
掛金の負担を、農業災害補償制度上國
庫が負担する建前として、これを恒久
化する措置を講じたいのであります。
又家畜共済及び蚕糸共済の掛金の一
部は、農業災害補償法第十三條の一、
第十三條の三の規定が、年度を跨つて
国庫が負担することになつております
ので、毎年度、ことにこの年度を延長す
る措置を講じて参つたのでござります
が、制度の趣旨に鑑みまして、両共済
にかかるこの国庫負担の制度につきま
しても、同様恒久化の措置を講じたい
のであります。

第二に改正いたしたい点は、農業共
済団体の運営に関するでござりますが、
現在農業共同組合の役員の選挙は、組
会でこれを行ふ建前になつております
が、農村の実情に即しまして、投票所を
村内の数ヵ所に設けまして行うことも
できるよう改めることが適當である
うと考えるのであります。又公済団体
の役員の任期は、農業災害補償法第三
十二條によりますと、一年を原則と
し、定款で別に定めるときは、二年以
内ということになつておるのであります
が、過去の経験に照してみまして
も、災害補償事業は極めて複雑かつ技
術的であります關係上、役員が業務に
習熟し、その手腕を十分發揮するため
には、任期を三年以内とすることが
適当であらうと考えるのであります。
このよくな点につきまして必要な改正
の措置を講じたいのであります。

第三に改正いたしたい点は、農業共済団体に対する監督検査に関するところですが、農業災害補償法第七十九條の規定によりますと、共済団体の業務又は会計の検査は、組合員の請求によるとする場合、又は法令等に違反する疑いがあるときに実行されるのであります。この制度の性格からみまして、業務又は会計が適正に行われているかどうかを知るために、隨時検査を行うことがあります。制度の健全な運営を図る所以でもあると考えるわけでございます。

以上の通りでありますて、何卒慎重審議の上速やかに御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

次に農業災害補償法臨時特例法案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

農業災害補償法におきましては、水稲、麥の農作物共済は、各耕地一筆ごとに引受け、各一筆ごとに三割以上の被害があつた場合に補償する建前になつておるのでありますが、これを農業共済団体としてみますと、平年作程度の収穫の場合は、一部の耕地が三割以上の被害を受けたため共済金の支拂を受ける場合があつて反面に、病虫害等により全体として相当の被害を受けている場合でも、各一筆ごとの被害がそれぐら定められているために共済金の支拂を受けられない場合もあるのであります。更に現在は、共済金額は町村毎に一律に地も、生産力の低い耕地区も被害程度が同一であれば同一金額が支拂われるの

でありまして、このような風は、一筆単位の共済のもたらす不合理であると考へるのであります。従いまして将來はこれを農家単位に引受け、農家単位に補償する共済の方法にいたしますことが、制度の趣旨に鑑みまして必要ではないかと考えるわけであります。この法律案の内容は、この点に鑑みまして、水稻又は麦にかかる農作物共済を行う全国の農業共済組合の中から、一定の基準の下に約五パーセントほどの組合を選定いたしまして、この組合について耕地一筆単位の共済と異なるいわゆる農家単位の共済を一定期間試験的に実施させ、この実施成績をみまして、農業災害補償制度の根本的な改善を図ろうとするものであります。

に納めることとし、この点の相対的な負担の軽減を図る意味合と、この試験的実施を奨励する意味合におきまして、農業共済保険特別会計から農家負担額の二分の一に相当する額の補助金を支出致します。同時に共済掛金の額が、農家単位共済に適当であるかどうかが不明なことに関連いたしまして、会計を区分し、実験期間中に農家単位共済から生じた剩余金は実験を終了したときにこれを拂い戻すこととしたします。

この法律案の提出理由及び内容は以上通りであります。何卒慎重御審議の上速やかに御賛同あらんことをお願ひ申上げます。

引続きまして農業共済基金法案の提案理由を御説明申上げます。

農業災害補償制度は、御承知の如く、長期均衡の観念を基礎として成立している制度でありますて、料率の決定が如何に適正でありますても、短期間を採りますならば、当該年度の保険料收入以上に保険金の支拂を要する事態が当然発生するわけであります。此の短期的な不足金に対する資金の融通は、この制度運営上不可欠の措置でありますて、災害発生の都度これに対する応急対策を講ずるにとどまらず、制度的にも恒久対策として解決さるべき問題と考えます。幸にして国の再保険金支拂につきましては、先般再保険特別会計法の改正によりまして、基金勘定が設置せられたわけでありますて、共済組合連合会につきましては、その団体の性格上、受信能力、金利負担能力が極めて乏しいにもかかわらず、從来これら資金供給のための制度が存在せず、年々不足金の発生の都度その資金

調達に困難を経験し、しかも農業共済基金に対する共済金の支拂が極めて遅延相呼応して、連合会に保険金支拂のための準備基金を設け、罹災農家に對する共済金の迅速且つ円滑な支拂を制度的に保証したいと云うのが、今回この法案を提出いたしました主目的でござります。

次に法案の主要点を御説明いたしますと、第一に出資金であります。基金の出資金は三十億円と予定しているのであります。が、勿論災害の発生は不測の事態でございまして、此の三十億円で所要資金のすべてを充足し得ない場合も考えられるわけでございます。

併し他面不測の事態を予想して、多額の資金を長期間寝かして置くことは、資金の効率及び農家の負担の点等から考えまして必ずしも妥当と考えられませんので、出資金といたしましては、当面の必要限度の三十億円にとどめまして、爾後必要な場合には、財政資金の導入等によりまして本基金の運営に万全のまきを期したい所存であります。

この基金の出資金は、さきにも述べましたごとく、国が法律によつて、災害補償を強制しております関係上、補償の一環として國がその責任のすべてを負担すべきものとも考えられます。が、他面國の財政の現状並びに連合会が基金制度の受益者たる地位にも鑑みまして、政府と連合会の半額ずつの共同出資としたわけであります。勿論出資金の拂込みの時期方法について農家の負担を考慮して、五ヶ年以内にお

農家が共済組合を脱退する場合には、その融出金の金額を拂い戻すことになります。

大に基金の運用についてであります。が、基金の性格及び国庫出資金の関係からしまして、相当の行政的監督を必要といたしますが、他面基金の会員であります、出資金の配分につきまして、抽象的基準を掲げるにとどめると共に設立、管理等においても社團的な取扱いをいたしております。

以上が此の法案の目的及びその概要でございまして、慎重御審議の上、可決あらんことを御願ひする次第であります。

○委員長(羽生三七君) 只今説明を求めました三葉につきましては、質疑は後日に譲ります。

○委員長(羽生三七君) 大に森林法等の一部を改正する法律案について質疑をお願いいたしたいと思います。なお提案理由を承わつてから大分日も経ちますので、主要な点について一度説明を求めまして、それから質疑に入つて頂くことにいたします。なお本日は提案者である衆議院議員のかたが都合で欠席されておりますので、便宜政府委員のかたから御説明を願いますので、御了承をお願いいたします。

それでは林政課長から逐條的に簡単な説明があるそうでありますから、お聞き取り願います。

○説明員(白井俊郎君) 逐條的に主なる條文を御説明申上げます。一番初めは第八條の關係でございまして、これ

一ヶ月繰下げるにいたしたいという関係でございます。新旧対照の法律整理でございます。第十六條の伐採の許可の關係の規定でござりますが、これは條文が大分たくさん動いている恰好になつておりますが、実質的な中味のござりますのは、今まででは年一回年度当初に伐り始めます前に許可をいたします関係になつておりますのを、許可の申請を受けまして許可をいたしますと、余剰がある場合があるのでございまして、そういう場合には許可限度までござります。従いまして許可限度までござる場合は、この規定は適用にならないことになります。六月と二度になります。も、許可の限度に変りはございませんでございます。

それから次は十八條の伐採の例外、一応伐採は許可が要りますが、例外の規定でございまして、一つは第一項の緊急の用に供する必要がある場合は、現在は市町村長の許可を受けてはいることになつておりますのを、緊急の場合の性質上、許可といふのは適当ないと考えまして、一応許可を受けいで伐りまして、伐りましたあと伐ましたものが三十日以内に都道府県事に届出をする、そういう仕組み直たわけでございます。

ざいまして、二十一條の火入のところ
でございますが、これは国有林野又は
これに近接いたしました林野についてお
りますのを、地元の営林署長で足りる
ことにいたしたいという改正でござい
ます。

その次の三十四條の保安林に関する
制限の規定でございますが、旧法時代
には立木の損傷も知事の許可を受けな
ければならないことになつておりまし
たのを、一応新法を作りますときに、
そこまでやらなくてもいいじゃないか
というような考え方で落したのであり
ますが、やはりどうも損傷をして、そ
れから枯れた木になりますと伐れます
ので、どうも徹底を欠く懐みがある
と、保安林の行政をうまくやって行く
考え方からすると、どうしてもやはり
損傷も許可というふうにしたほうがい
いという考え方から追加をいたした次
第でござります。

それから次に一つとびまして五十三
條の規定でございますが、これは土地
使用的関係の裁定をいたします場合
に、事前に収用委員会の意見を聞いて
裁定をしなければならないといつて上
に改めた。事前に意見を聞くということ
を追加した点であります。

それからあとは整理が大分ございま
して、土地收用法の準用というのが大
きな十四條にござります。これは御承知
のように、昨年の通常国会で土地收用法
が成立いたしましたので、その関係
整理をいたすのでござります。

それから七十九條でござりますが、これは先般御審議を頂きました森林火災保険の事務を森林組合が取扱ふるよういたしたいという関係の森林法の関連條文の整理でございます。

それから大分條文の整理の事項がございまして、百五十四條に参りますが、が、百五十四條もこれは連合会の規定でございまして、先ほどの場合と同じように、国営保険の仕事を森林組合連合会がやれるようにする規定でござります。

現在は森林組合にはございませんが、農業協同組合その他協同組合の大部分にござります。業務会計の状況を定期的に毎年一回行政庁が検査できるようになつたいたしたいという條文を追加した規定

それから百九十一條の訴願の規定でござります。土地調整委員会の裁定を、土地に関する事件でありまして、且つ鉱業権そのものの権利と関連をいたしますような件について、この裁定を受けたるふうに他の土地関係の立法と調和をとります改正をいたしたいといふことをござります。

たのは、伐採の許可の回数を二回以上すべきであるということと、この森林法施行によつて木材需給が非常に逼迫するのではないかという御議論でございました。第一の伐採の許可の回数を殖やせといふ御意見に対しましては、森林法実施の結果から見まして、今回六月に更にもう一度許可をする機会を作つたのであります。なお木材需給の関係につきましては、只今はランニング・ストックは大体毎月千五百万石程度でございましたものが、只今では二千万石程度ございまして、従つて木材需給については如何に逼迫した状態ではございません。むしろ木材がだぶついておるという状態でございます。それから二十七年度の木材需給の見通しにつきましては、お手許に資料を差上げておるのでありますが、生産量は八千五百八十五万一千石という見通しでございます。そのうち国有林に関しては二千三百三十一万七千石、民有林の合計が六千一百五十三万四千石、このうち開発済みの分は五千九百六十八万一千石でございまして、又そのうちの三千九百四十五万八千石が伐採許可を要するものであります。適正伐期巒級以上で伐採許可を要しないものが伐られるであろうという見通しが二千万石ということになつております。なお未開発林の開発によつて出材をみるとあらうと思われますものが二百八十五万三千石となつておるのであります。需要量につきましては九千九百六十六万石、印刷に落ちておりますが、九千九百六十六万石でございました。需要量につきましては九千九百六十六万石でございました。それで、その内訳はバルブ用材が一千六百一十七万石であります。これはバルブにいたしまして百十万吨の計画でございました。

いまして、戦前檜太を入れた分量とおむね等しい数字でございます。電柱は百八万石でありまして、本数にいたしまして百八万本、大体一本一石という程度でございます。枕木は一千九十九万石でございまして、石炭四千九百万吨を生産するに要するものを見込んでおります。建築用材は三千万石でございまして、この一坪当りの所要量は大体三石でございますから、一千万坪の建築ができるという見通しを持つております。枕木は二百六十八万石でございまして、七百万挺の枕木を生産することを計画いたしておるのであります。鐵が五百万挺、その他が二百万挺でございます。その他の用材が三千八百七十万石であります。うちの主なものは、造船が二百十六万石、包裝用材が千二百二十五万石、木用材が三百六十万石、電源開発等に使用されるものであります。これに対応して、差引約千四百万石ほどの不足になるのであります。これに対して、百万石使われるであろうという見通しを立てておるのであります。これに對しまして、差引約千四百万石ほどの不足になるのであります。これに対応して、萬石が二百二十万石、これはラワン材が百七十万石、米材が五十万石といふ大体見通しでございます。なお先ほど申上げましたように、ランニング・ストックが五百万石ほど余分な材が五百萬石ほどありますので、これを消化して収支を合せて電石ほど不足なのであります。これは木材利用の合理化或いは既開発林からの生産によりまして収支を合せて電給のバランスをとつて参る、さう考えておるのであります。

法が制定されてから日がなお浅いので、ここでこの効果をかれこれ論議する時期ではないとは思いますが、大体この期間の成果を見て、一応法律制定の所期的目的を達成されたと思われる方向に進んでいると了解してよろうございますか。

○政府委員(横川信夫君)　お話のよろしく法律制定当时でございまして、実施上不満な点がいろいろあるのでござりますけれども、法律制定の目的であります国土の復興といふ点につきましては、十分目的を達し得ると考えております。しかし、又さように努力をして参らなければならぬと考えております。

○委員長(羽生三七君)　御質問がございましたらどうぞ。

○片桐清吉君　森林法の施行は昨年の八月からだと承しておりますが、施行後まだ一年にならないのであります。が、勿論その短期間の経験でも、悪いところを直すことは、これは当然だと思ひますが、前の法律を施行して一年を出でて改定をするということになります。これは今後の見込でわかりませんが、しょっちゅうこれをいじつてはいるという結果も起るよう嫌いも感じます。その辺の、僅か九ヵ月ぐらいでこれを直すといふことにつきまして、これは政府当局はどういうお考えを持つておりますか。提案者でなくして政府当局の御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(横川信夫君)　二十七年の一月から三月までの伐採の許可が、この法律によつて実施をされたのであります。が、その結果を見ますと、許可限度の僅かに四〇%程度の許可しか出ておらないのであります。二十七年

度の許可の傾向を見ましても……これが最もはまだ正確に数字が参つておりませんけれども、この傾向を見まして、予定をいたしました一〇〇%を超えて、いわゆる低率でありまして、予定をいたしました抵触する森林消費者を作るといふよくな結果になりますし、法の真に狙つておられますところと極めて相反する結果を招來する虞れが十分あります。それで、お話をのように確かに九ヵ月にして主要な点を改正するというようなことは、立案者としての、いわゆる面子がござりますけれども、それよりもむしろ面子は極めて悪くても、事態に副るように、本当に親切な法律にすべきではありませんかといふうに考へまして、実はこちら改めるのが我々のとるべき策ではある法律改正を考えたわけでござります。

る。つまり單面増以外には全然離れていない。私は昨年こういうことも聞いていた。今年はいよいよ講和が名実共にできる年であるから、百年の大計からいつても、この講和の記念造林のことをるのは、事実各地方で非常に計画しているのです。その計画していることが明らかに予想されたので、政府側の一部ではそれを予算化そうとしたところが、これ又ものの見方に一町歩といえども認められない。ところが本年になつて、この春を迎えるとどうですか。どこでもいわゆる記念造林といふものをしようとしている。私はそういうようなことを、事前にやつておくべきだつたと思うが、もう過ぎたことだから止むを得ませんけれども、これは前は予想であつたけれども、今度は現実のいわゆる講和造林となつて各地に現われている。而も一般の造林は、じやあどうかというと、すでに御承知の通りに、各府県はいわゆる国庫の補助を貰つてやれる対象の割当面積を超えて実施している。これは誠に喜ばしい。政務次官の胸にある綠の羽根の運動もこれはもう全国的に津々浦々までいつておる。それで各府県はどうやつているかというと、三通りやつている。御承知であるかどうか知りませんけれども、三通りある。一つは植えたいいというのに対して、割当が少いからと言つて、むしろ実施の面では或る程度セーブをしているような傾向がないわけではない。又或る府県においては、昨年割当の面積を超えて実施してしまつた分を先づ今年の割当の数量の中から優先配当してしまつて、残だけでもつてやつっている。そうやつている

ものだから、地方事務所あたりでは、その各町村別に割当てる方法がないといつて非常にこぼしている。そこでそれに関連して或る府県では、例えば歌山などもそうですが、止むに止まらずして県単で、県費の單独で補助に当る分を累積していた分だけを一應出てきている。ところがもう一つの方法というのは、そういう事情からして一町歩、今の予算でいえば、一万三千円の補助が、半額が行く形にならうのですけれども、どうも一万三千円やつたんじやとても要望に応えられないと。だから四月植えるやつも秋の植栽期以降まで延ばしてしまって、春植えをやつてしまして終つちやつたあとできた面積でもつて補助金額を機械的に割出して一万円になり、或いは一万五百円になり、その出たと勝負でこれが補助だと言つて。成るほど半額の内で予算の許す限りやならないだらう。そういうのだから違法じゃないだらう。ないだらうけれども、併しそこには、いろいろとむしろ害書が出て来て、或いはそこに使途においての不明なものが出て来る。少くともはたから見れば不眞面目なものが出でて来てしまう。そういうことより私は誠に残念だと思う。それもどうかは私は誠に残念だと思う。それがどうかは今日木材の値段が高いというけれども、あの生産の過程から見るといふと、私は高いとも言えない。むしろ今までまだその苦労に比べれば決して高いものじやない。もう少し上つても然るべきものじやないかと思う。それで政府はこのよくな給の推定をしておられる。成るほど森林法は適正伐期以上のものについては、法律的にいえればなんば伐つても届出をすればいいんだ。

ただ狙いは、適正伐期以下のものについて、厳密に成長量の中だけで許可制を以て抑えたい。だから推定のしようがないのだから、需要が余りに庞大だから、或る程度つじつまを合せるためには、こう予想したというかも知れないけれども、一体森林法を流れているところの精神からいえば、やつぱりなるべく供給量というものの範囲でこれが需要を止めたいという、そうしてその足らない分はいわゆる木材等の、或いは薪炭等の消費の規制、消費の合理化、こういうものを強力に推進して行かなければいけない。一方において造林はそういうふた非常に希望があるのにかかわらず、どつちかといえど抑えるのじやないか。そうして一方において伐るほうは、日本の経済自立であるから止むを得ん／＼と言つてやつてゐるのであれば、何もあんに騒いで森林法というものを慎重に作るほどのことはないとも言える。私はこの第一年目を迎えるに当つての態度としては、そういうことはまるで何と申すか。森林法というような一つの尤もらしいものを作つて、ゼスチュアとして示しただけであつて、内容に至つては魂を入れないものだとさき言えるのじやなかろうかと思うのです。是非この点は考えなければいけないと思う。それでこないものだとさき言えるのじやなかろうかと思うのです。是非この点はとも関連がある。これはあの当時あなたのはうが今直そうとしておる年二回の許可の問題です。私はあの時に、なるほど森林法はななくむずかしい。が併し計画的に經營をやつて行くように指導するのがこれは当然の行い方なんだから、一回であるといふことは理論的に正しい。けれども如何に

それが理論的に正しいといつても、その法律の下にやつて行く森林所有者の人達が徒らに窮屈なんだ、或いは両倒なもんだとして恐れおびえるような態度といふものは、そういうような環境にもつて行くことは、行政の運営の上からいって最も避へべきものであつて、親しみを持つたものに運用して行かなければならぬ。従つてこの両三年といふものは、新しい森林法といふものの精神或いはそのテクニツクといふものが或る程度浸み透るまでは、少しも實大な扱いをして、その届出のときのものを年に三回とか四回とか、暫定的に認めるようにしてやつたらどうなんだと、いうふうに話したんだけれども、今度は今他の議員が疑義を持つたふうに、一年ならずして、どうか、まだ一月末に届け出たばかり、それをまたくさつて、ここに二回に改正をされる。私はやはり理論的に言うならばこの二回ではまだ足らない。或いは三回、四回といふものでも、結構だから、附則等において、これを三年なら三年というものに、間にそういう変動的な取扱として許す札を掲ぐべきであります。それは慣れるまでそういう暫定の便宜をとるべきであつて、原則としてはやはり計画の線上に持つて行く限りにおいちや一回でいいんだと、いうふうに思ふのですが、それについてはどういうふうに考えられるか。私はどうも、要はお答えは、あなたが今言われるような精神じやなくて、真か森林法が云々すように、日本の森林を計画的な、而もいいものに早くしたいんだと、まあ今年は予算の関係上うまくなかつたよか何とかいう説明があるとは思ひます

けれども、そうじやなくて、真にそぞういう点を思つてゐるならば、答へはそれでは一つだけ求めたい。それは他の何かの必要でもつて補正等をお出しになる場合においては、本年のうちでも最近何かで補正を出すような場合においては、造林の新しい面積拡大に対する講和の記念造林等の実績が出た場合においては、それを基にして補正等を組むだけの更に勇氣があるか。この点だけをお聞きすれば政府の大体の、言葉でない、気持がわかると想うのです。それだけお伺いします。

Digitized by srujanika@gmail.com

ろで火入奉する場合には承認を受ける、

ないかという感じがいたしますので質問したわけです。

い振りを重ねて一つ伺いたいと思いま
す。

のであります。結局すぐ直すといふ悪いことを直すのは私も異存はないのですが、二二二件一法律は過去の例か

してならないのです。どうかといつて、私は今一撃に一回にしろといふやうな心地やないか、美状を無

の火入れの結果民有林が類焼するといふような危険もこれは当然あると思つたのです。にもかかわらず國の持つておるものだけは承認を受ける。民有林はこれは黙つてやつてもよろしい。こういふようにこれは解釈してよろしいのかどうか。或いはこれは民法等の解釈はどうか。あるいはこれが民法等の解釈でないか。私はないと記憶をしておるのでですが、こういう点も頗るこの自分のものだけは

○政府委員(横川信夫君)　この改正案は、触れておりませんので、参考の資料料にて載せておらないのですが、二十二條におきまして、やはり所有者にておきまして、やはり所有者にておきまして、危険の度によつて、そういうところは管理者に通知をするということにしておるのであります。なおこのほんとうに都道府県の条例によりまして、更に条例によりまして制限を加えるといふ道を開いておるのであります。お話をようやく国有林だからといって、特別扱いをするという考え方を持つておません。

（政府委員橋本信三君） 亂暴な方針を取る
といふ、如何にもその非民主的なな
な響きのある取扱いと見ついて
御指摘は尤もであります。が、これで被
別災害がないのではないかと思うのでは
あります。が、できるだけ簡易な取扱いを
済ますように、私共取扱をきめて参
たいと考えておるのであります。なま
災害の起きた場合の実際の処置であ
ますが、類焼をいたして参りましたよ
うな場合に、無顧でもいたしたよ
うな、承認を受けないでいたしたよ
うな場合には、当然損害賠償を頂かなければ
ならんということになるのであります。

○三浦辰雄君 提案者のほうからお
　　ら見まして、そつそのいつでも勝手
　　に直すということだは、却つて法の尊
　　威を失墜することになると思うのです
　　ります。まあ今度の場合は、この法律
　　の審議の過程にそういう議論もあるよ
　　うでありますから、私はこれ以上主
　　上げませんが、それからまあ法律提携
　　の恰好についても、さつき岡村さんん
　　ら言われた点は、或る程度私も同感
　　はございまして、併し今の点はこれ
　　ら私どもも少し審議させて頂きたい
　　思ひます。

視したことなどをやることは、むしろ森林法全部をしてよく違法してもらう態度ではないと思つものですから、それは私自身もそうまでは勿論主張いたしません。併しこの精神からいつて、附則かなんかで三回なり四回なりに、この三年間なら三年間といつたようなことで、何年度までとか、何年何カ月未までとかいうようなことで、むしろ譲るのなら、その点で实际上に合ひましたに調整して行くという態度のほうがむしろ筋としてはいいよう思つのですけれども、その点はどういうふうにお考

は危険であるから承認を受ける。民法の場合は、これはどうなりますか。この点を一つ。これは私の疑問が正しいとしますれば不公平な感じがすると思います。は思うのですが、そういう点が如何がありますでしょうか。それから、いは民有林全体については、これは或いは必要はないということになりますが、も、この間我々が審議をいたしました森林火災国営保険の見地から見て参りますと、今度は大分大規模に森林の一営保険が施行せられるわけでありま、るが、民有林で國が保険料を取つてゐる場合においては、これは所有権はいのですから、やはり保険金の支給においては一つの利害関係を持つことうですが、そういうものについて認めを受けないという、その間のけじめが私ははつきりしないのでございま、私のこの疑問が間違いでありますけれども、いろいろになつておりますか。うちも官僚的な思想がやはり強いんだけでありますけれども、その辺が二十一條の改正案には賛成をいたすが私ははつきりしないのでございま、私のこの疑問が間違いでありますけれども、いろいろになつておりますか。

有林の場合には承認といふことであつて、それから民有林の場合において要するに火入をしますからといふことであらかじめ通知をして、或いは警戒をしてもらつといふふうでありまするが、そこのところもやはり承認通知といふことは、やはり私は感る度のニュアンスの差が出て来るのですつて、ひとしく所有権であれば、私承認であれば全部承認である。通知によければ全部通知でよろしいと思うが、どうもその間にやはり理解しがたいのが一応出るのじやないか。それがもう一つは、この承認といふのは、されば罰則にも関係があると思いますが、承認をしてても類焼で国有林がけたという場合においては、損害賠償の点においては多少のその辺に思ふのですが、その辺の実際上の関係で、その辺の私は損害賠償の点にも一つの問題が起きてきはせんかと思うのですが、その辺の実際上の

するが、承認した場合に、さてその
認をとして、そのものを火入の場合の
置といふようなことの如何によつて
その状況によつて判断がきまるので
ないかと思うのであります。只今
焼いた場合の取扱の実例を承知
たしておりませんので、その辺よく
調べましてお答えを申上げたいと思
います。

えのようですから、さつきのことをつけ確かめたいのですから、ますけれども、これは一体適正伐期以下の許可制の問題、これはやつぱりあの森林法の精神がよく表み透り、又取扱が或る程度理解を受けるまでの暫定的な、私やつぱり考え方だと思うのです。そしてむろこうやつて変えるほどの親があるなら、ついでに暫定的である質を明らかにして、いわゆる附則等期限を付けて、その間にならば何がどの地方々々の便宜のときでもよし、或いは一定にしたければ一定にするで、三回とか四回とかいつたようであるといつたほうがいいように思ひますが、されけれども、提案者のほうではどういうふうにお考えでござりますか。

○衆議院議員(宇野秀次郎君) 三浦さんにお答えいたしましたが、この伐採許可の回数を一回がいいか、二回がいいか、或いは又三回か、いろいろと考え方もあるらうと思うのであります。昨年の法律は一回でよからうといふようなことでやつたわけでございまするが、実際に当たりまして、許容限度に達しないとか、いろいろなことで、只今のこの法律が施行されましての只今の段階において一回では窮屈である。二回といふやうなことで、改正案がそこには生れたわけなんでございます。ただ併しこれはやはり三浦さんもおつしやつたように、だんへーこの法律に慣れますれば、やはり原則としては一回がよろしいというやうなことになることもあると、或いは異なるのじやないかといふようなことを考えられるのでござります。そういうような意味で、まだ併し三浦さんのおつしやつたよ

に、それならば初めから附則で暫定的に、この法律は二年間はこゝへしようと、いうようなことかどうでござります。私ども提案のときにおきましては、御改正を願うということではどうかと考えた次第でござります。

○三浦慶義君 私その気持ちもわからんわけじやありませんけれども、とにかく一月末までに先ず第一回の許可願を出したばかりなんです。そこでいち早くもぐでにこれは三月二十四日でもつて御提案のようであります。が、約二月、そうしてなお工合が悪ければ変えてもいいといふよな意味のようにもそれが節がござります。そういうふうにして行くことは私は、それも懇ければ直せばいいじやないかといふよなことです。が、さつきから譲る譲るもありますように、森林法の一貫した精神からいえば、なるべく早く協力を願つて、理解を深めて、いわゆる計画的な線にもつて行きたいというものが満ち溢れています。森林法のわけでありますから、この法案としては、恒久法としては一回ということにしておいて、附則であつてこの三二年間なら三年間といふものはどうするといふふうにやるといふ点について、もう少し私も考えますが、一つ提案者の方でもお考えを願つて見たいく思うのです。それからもう一つは、森林の所得税の問題にからんでのことと存しますけれども、この許可制をめぐりまして、実は千石伐るのだけれども、まあ三百石くらい届出をしよ

うと、私昨日は茨城県の緑化大会に行きましたが、その際に県の審議会委員である宇佐美というかたからその話を聞きました。この問題自身が出たのであります。大会で、許可制度を二度乃至三度にしてもらいたいという一つの大会決議が出ました際に、県の審議会委員であられる宇佐美というかたから、「異議ある。」こういふうに出で、大会の中で盛んにやりとりがわざされました。そこでその異議ある問題は、私の言つたようなことで大体けりはついたが、それに関連して、どうも届出の数字は、今みたような森林に適切な、森林の特徴、特性に合つたような所得の関係にしていないものだから、届出をするというと、のつびきならないくなるので、大体三割とか、ひどいのは一割、こういふ届出をして許可を貰つて、やるときはやる、こういふようなのが自分の知つておる村の全部だと言つて、その人は極言しておられました。まさかそういうところが全國とは必ずしも思いませんけれども、そのことも確かに現在の所得税の行き方から言えば了解がつく、了解というか想像を直さないにつく。それで私はなおこの手続等の関連におきまして、森林所得税について、大蔵大臣は前にも直す直すと言つておりますが、今度は税体系を直さないのだから、ただ十万円の控除の点だけを一般並にそれに及ぼした程度で、何ら改正を見ないわけですかねども、これについては十分政府側で早急に改正してしまわないと、広いところがござりますから、闇から闇への仕事が行われてしまつて、折角指導層で力んで、相當に丹念な計画案を立てても、さっぱり依然として実態とは離

は全く趣旨が通らないわけです。是非政府側としては早く林業関係、森林関係の所得の税の問題をやはり取上げてもらいたいと思うのですが、その点について政府はどういうふうに考えられますか。特に提案者としてはですね。どういうふうな考え方をその関連についてお持ちですか。お聞きしたい。

○政府委員 横川信夫君 林業の税制と森林法の施行の関係についての御質問でござりますが、お話をのように林業のような長期的而も低利廻りの事業に對しましては、而も国土保安上無形の利益を國に與えておるというような産業に対しましては、特別な税制を以て臨またいということは、私ども平素主張いたしておりますところであります。お話をのよに、今回の税制改革におきましては、僅かに新たに十萬円の基礎控除を認められただけでございまして、まだ遺憾の点が非常に多いであります。先般見えましたアーメリカの税制の権威者ホール氏は、森林所得については頭から七十%を控除して、三割について税を課すべきであるといふうな勧告をして帰られたのであります。が、特に今回の税制改革におきましては、さよなら忠、森林だけについて特別な取扱を受けることに至らなかつたのであります。併しながらずっと以前は森林所得というものは特別な取扱を受けまして、いわゆる五分五乗の方法の改正については特別に努力して行きたいと思うのであります。政府だけでも、私どもだけでもなか／＼その表現

特に農林委員のかたへへの御支援をお願いいたしたいと思つております。○委員長(羽生三七君) 私からちよつと希望を申し上げておきたいと思いますが、先ほどの皆さんの御質問に関連するのでありますけれども、本来この法律の目的が森林の保続培养と森林の生産力の増進とを図つて、以て国土の保全と国民経済の发展とに資することを目的としておるわけで、従つて需給のバランスをとりながら、一面において生産増強、消費規正等それべの対策が立てられるわけであります。先ほど三浦さんのお話と関連する問題は、池田蔵相が丁度サンフランシスコの講和会議に行かれる前に、皆様と御同道で先ほどのお話の講和記念植樹等についても要望した際に、補正では困難であるが、通常予算においては勿論そのつもりであるといふようなお答えをあつたけれども、なか／＼所期の目的を達せられなかつたわけであります。従つて今政務次官からお話をあつたようには、奥地林道等の開発を通じて実質上、その成果を期待できるよう、この法案の裏付けとなる予算の点が十分活用されませんという、法律の技術上、手続上の細則を不斷にいじつておりますといふことが考えられますので、是非この所期の目的を達するように、適当な時期において十分予算上の処置がとられるよう、格段の一つ御配慮を希望するわけであります。これはまあ政府委員にも提案者にも是非お願ひしておきたいと思います。

て、この法案に対しても令長官が実際に必要だと、まだこの法律が出て間もない時でありまするが、実際上の問題として必要だから見えるんだ、こういう御答弁があつたのですが、その考え方に対するところではないかという考え方はあるのであります、けれども林野庁長官のこういつた考え方も私は今日の場合、こういつた日本の経済変動の激しい時であり、そして又復興の途上においてはやむを得ないのじやないかとういうようにも実は考えられるのであります。けれども私はそれに関連いたしまして、もつと大事な問題が実は忘れられているのじやないかなといふことを思つておるものなのであります。その点について申上げたいのですが、それはどうも綠の週間だとか何とかいつて、非常に啓蒙宣伝はよく行き届いておりますけれども、末端における現実の問題が実はその逆を走つているのじやないかというよろんな気がされるのでございます。これは森林の需給計画といふものは、当面の伐採よりも、もつと私はこういつた年数のかかる森林行政というものには根本的な行政がつきりした線でもつて動いて行かなければいけないのじやないか。そろしてその末端における造林といふよろんな根開にもあります通り、綠の週間になつたら直ちに苗木が一割乃至二割高くなつた。これは適じやないかと思うので

す。緑の週間になつたら苗木といふものは一割乃至二割安くなるのでなければ私は嘆じないかと思ふ。今三浦さんはからもお話をあつたのですが、造林補助金が実は足らない。予算的な面が足らないということを言つておるので私が、私は何とか造林の行政について根本的なものが何か間違つているよう気がするのです。というのは、実は私も知つてゐるのですが、私の県でから松の苗木を作つております。これは生産地なんですが、これが北海道に参りまして、実際の運賃その他は一本について一錢くらいにしか当つていな。それが実際に需要者の手に入つて植えられるときには、大体生産者が販売する価格の倍ちょっと超しておるのです。これはどこかに大きな欠陥があるのじゃないかと思う。殊に林業などという利の薄い事業においては、この問題が一番大事じゃないかと思う。どこへ行つてもその声を聞く。その苗木の生産者の收入の丁度倍の価格でもつて需要者がその価格を支拂つてゐる。そういう高い価格の差といふもの現実にあるのです。だからもう少しこれを裏返して申上げれば、生産者の価格、それに運賃その他実費でもつて需要者のところに入れば補助金は要らないというふことに私は結論がいくつやないかと思う。これは実は私よく知つてゐるのですが、その現状は、これは必ずしも私官庁の手落ちだとは思つております。大体において苗木業者といふものは、私の県あたりにもあるのですけれども、最近非常に何と言ひ

ますか成金といふか、裕福な生活をしております。急に膨脹しております。これは必ずしも正当な利潤ぢやなかつたのじやないかと思うのです。そういう下の御指導が、私本当にうまくいつていないのである。私は何よりも大事なことは、そういつた農林業の利益の薄い事業に対し、中間に大幅な利鞘を稼ぐような業者の入るような組織を持つておつて、そうちしてそれを放任しておつて、縁の週間をやつて、そうちして啓蒙宣伝をしておつたところで、末端における造林といふものは實際は伸びないのじやないか。この法案にも実は関係がないと言つちや関係がないのですが、私は大きな一つの森林行政として、そういうところまで考えて頂くこととが大事なのじやないか。そういう意味において、我まだその森林行政においては、相手が多少とも時代よりも遅れておるのじやないか。だからそういうよろづな連れておる場合にです。まあ林野庁長官のよろな、そのときの情勢に応じて多少とも法律案を改正すると、いうような考え方は、或る程度私許されていいようと思ひのですが、それと同時に、それと同じ考え方を今後とも本當の森林行政の基本となる造林というよろづな面に、実際に伸びるよろづな方策を考へて頂きたい。若しそういうよろづな特別な考え方方がおありならば、私は林野長官の構想でも御希望でも承つておいたならば、私も非常に参考にならぬじやないかと思うのです。実は長野県の南佐久の川上村といふところはから松の苗の産地なんです。で私の今申上げましたよろな、何と言いますか、矛盾をしばく永年の間経験して参つたものですから、何とかこれを

改善して行きたい、というような気持で本氣になつておられましたもので、私も勧めて、あそこに林野長官も御存じだと思いますけれども、苗の生産協同組合の実はこの開発会式をいたしましたばかりなんです。ところが私これを指導しましても、実際に今度苗を撒くときに、これを消化するときには、その方法を実は私何ら持つておらんのです。されども、その行先が実は私のほうにも皆既安定した生産者から需要者という線が浮んで来ないのであります。で長目にそいつた面でもつて、今後どんな御方針でやつておいでになるか、やつておいでになる方針が、承われれば幸いと思うのです。

○政府委員(横川信夫君) 造林の基礎になる苗木の養成に関する御質問のように拜聴いたしたのであります。まあ少し差障りもあるらうかと思ひますが、まことに拜聴いたしたのでありますけれども、苗木商のうちには非常に信用できないようなかつたおりまして、特に林業の苗木と申しますと、三十年、四十年経たなければ收穫できないものでございますので、優良な品種の苗木をもつて造林として参ることが最も肝要なのであります。従来国有林においては、相当の経費を投じまして種を育成の事業といふものは、相当多年の経験と技術の必要なものでございまして、そつ一朝一夕に誰でもできるといふものではございません。で、民間の信用ある、民間の業界のかたぐには、できるだけその仕事を發展させて

○政府委員(横川信夫君) 造林の基礎
になる苗木の養成に関する御質問によ

頃くよりうに、私共指導いたしておるところであります。なお一十七年度の予算養成におきまして、優良母樹から種を採取いたします経費を二千百円ほど支出をいたすこといたしております。更にとりました種から一年生の苗木を養成いたしますために、五千九百万円ほど支出をいたすこといたしておるのありますまして、お話をのように苗木が非常に中間経費において高くなつておるというような事例も間々あるようでありますけれども、養成途中における危険率等を見ますと、必ずしもそうひどい不当に高いものだとは考えておりません。杉の三年生苗木におきまして、従来四円ぐらいでありますものが三円二十銭から三円五十銭ぐらいに只今下つておりますように、逐次苗木が増産されますと共に、値段もだん／＼下つて参るかと思つてあります。なお川上村の組合のことにつきましては、本日も組合のかたが私のところに見えまして、から松の苗木を養成する農場はあるんだけれども、種がないから國有林からなんとか種を分けてくれないかといふお話をございまして、できるだけ差上げるようにしたい。から松の苗木は御承知のように、特に川上村の分は北海道に入つておる。一年生の苗木が北海道に参りまして、三年生ぐらいいになりますて山に植えるということになるのであります。なか／＼造林者の個人で苗を一年生から三年生まで持つて行くということは困難でございまさが、やはりその間に苗木商なり、或いは苗木の技術者を持つた組合がお世話をして養成しなければならんことじめないとと思うのであります。その間の経費も、お話をよりますと、非常に倍

○委員長(羽生三七君)

により、飼料の需給及び価格の調整を図り、もつて飼料購入の公平と飼料消費の安定とを期することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「飼料」とは、ぬか類、油かす類、穀類その他農林大臣が指定する飼料をいう。

2 この法律において「予定価格」とは、予算決算及び会計令(昭和二十一年勅令第百六十五号)にいう予定価格をいう。

(飼料需給調整計画及び標準価格)

第三條 農林大臣は、飼料需給調整審議会の意見を聞いてこの法律の規定による飼料の買入及び売渡の時期、数量その他に関する必要な計画(以下「飼料需給調整計画」という。)を定める。

2 農林大臣は、この法律の規定により買入れ又は売り渡す飼料の予定価格の単価の標準となるべき価格(以下「標準価格」という。)を定め、これを公表する。

3 前項の標準価格は、飼料の買入又は売渡に際して、あらかじめ、飼料の生産費又は輸入原価及び市価その他の経済事情を参考し、して、定めなければならない。

(飼料の買入)

第四條 政府は、飼料の需給又は価格の調整を図るため、前條第一項の飼料需給調整計画に基き、飼料を買入するものとする。

2 前項の規定による買入の予定価格は、前條第二項の規定による買入の標準価格を基準として、農林大臣が定めるものとする。

(飼料の売渡)

第五條 政府は、飼料の需給又は価格の調整を図るために、第三條第一項の飼料需給調整計画に基き、第一項の規定により買入した飼料を売り渡すものとする。

2 前項の規定による売渡は、入札による一競争契約による方法による予定価格を以て行なわれる。

2 この法律による「予定価格」とは、予算決算及び会計令(昭和二十一年勅令第百六十五号)にいう予定価格をいう。

(飼料需給調整計画及び標準価格)

第三條 農林大臣は、飼料需給調整審議会の意見を聞いてこの法律の規定による飼料の買入及び売渡の標準価格を定めることとする。

2 第一項の規定により飼料を売り渡す場合における予定価格は、第三條第二項の規定による売渡の標準価格を基準として、農林大臣が定めるものとする。

(標準価格の算定)

4 入札の方法による競争によつて、飼料を売り渡す場合においては、予定価格が農林大臣の定めるところにより算出される金額を加えて得た価格(以下「上限価格」という。)をこえない価格で入札した者の中から高価で入札した者を落札者としなければならない。

5 前項の規定により落札者とすべき者がないときは、上限価格をえた価格で入札した者を上限価格と同価で入札したものとして、落札となるべき入札をした者としない。

(売渡の価格等の公示)

第六條 政府は、前條第一項の規定による飼料を売り渡したときは、

省令の定めるところにより、遅滞なく、売り渡した飼料の品目、価格、数量その他必要な事項を、買

受人別に、公表しなければならない。

(売渡の附帯條件)

第七條 政府は、第五條第一項の規定により飼料を売り渡す場合に、その相手方に對し、売渡に係る飼料の譲渡に関し、地域又は時期の指定その他必要な條件を附すこととする。

2 但し、農林大臣が、あらかじめ、別に定める特別の事由があるときは、入札の方法による指名競争契約又は隨意契約によることができる。

2 政府は、前項の規定により條件を附されて飼料の売渡を受けた者が、その條件に違反したときは、当該違反に係る飼料の売渡価格に當該違反に係る飼料を乗じて算出される金額に相当する違約金を徴収することができる。

(売渡代金の延納の特例)

第三條 第二項の規定による売渡の標準価格を基準として、農林大臣が定めるものとする。

2 第一項の規定により飼料を売り渡す場合における予定価格は、第三條第二項の規定による売渡の標準価格を基準として、農林大臣が定めるものとする。

(報告の徵取等)

(第八條 農林大臣は、第五條第一項

の規定により売り渡した飼料の売渡代金を一時に納付させることができ、確実な担保を提供させ、利息を附して三箇月以内の延納の特約を立てることができる。この場合には、國の所有に屬する物品の売拂代金の納付に関する法律(昭和二十四年法律第百七十六号)第三條第二項(担保の提供免除等)及び第四條(延納等の協議)の規定を準用する。

2 前項の規定により職員が立入調査を行う場合においては、省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帶し、且つ、関係人の請求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

(競争加入者の制限)

第九條 第五條第一項の規定による売渡の契約の相手方は、農林大臣が指定する者でなければならない。

(競争加入者の制限)

第十條 農林大臣は、左の各号の一に該当すると認める者を當該行為のあつた日から二年間、第五條第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任事項)

(委任事項)

(委任事項)

第十一條 この法律に定めるものの外、この法律実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

(特別会計の設置)

第十二條 この法律の規定により政府が飼料の買入及び売渡を行つた場合に、農林省に飼料需給調整審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、農林大臣の諸間に於けるために、農林省に飼料需給調整審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、農林大臣に於けるために、農林省に飼料需給調整審議会(以下「審議会」という。)を置く。

他必要な事項に關し報告を擲することができる。

この法律の適正な運用を図るために、農林省に飼料需給調整審議会(以下「審議会」という。)を置く。

百二條の規定は、指定組合がこの法律により行う共済事業については、適用しない。

(準備金の拂いもどし)

第八條 指定組合を会員とする農業共済組合連合会は、それぞれの種類の共済目的につき、指定組合たるその会員のすべてがこの法律による共済事業を行うことをやめた場合に

場合には、省令の定めるところにより、当該事業に係る準備金を当該会員に拂いもどさなければならぬ。

2 指定組合がこの法律による共済事業を行うことをやめた場合は、当該事業に係る準備金及び前項の規定により拂いもどしを受けた準備金を、省令の定めるところにより、組合員に拂いもどさなければならない。

(指定組合の組合員に対する補助) 第九條 国庫は、指定組合の組合員の共済金額に農家単位共済基準共済掛金率を乗じて得た額のうち当該組合員の負担に係る部分の二分の一に相当する額の補助金を当該組合員に交付する。

2 前項の規定により指定組合の組合員に交付すべき補助金は、これを組合員に交付するに代えて、当該組合員がその属する指定組合に支拂うべき共済掛金の一部に充てるため当該指定組合にこれを交付し、又は当該指定組合がその属する農業共済組合連合会に支拂うべき保険料の一部に充てるため当該農業共済組合連合会にこれを交付することができる。

(報告の徵取)

第十條 農林大臣及び都道府県知事は、この法律の施行の状況を明らかにするため必要があると認めるときは、指定組合及び指定組合会員とする農業共済組合連合会から報告を徵することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、施行の日から起算して五年をこえない期間内において別に法律で定める日にその効力を失う。

3 この法律の失効に伴い必要な経過規定は、別に法律で定める。

4 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十條 農業災害補償法臨時条例(昭和二十七年法律第二号)第九條ノ規定ニ依る補助金ハ第三條ノ規定ニ拘ラズ當分ノ間農業勘定ノ歳出トス

三月二十九日本委員会に左の事件を付託された。
一、段々烟特異性環境地帯の農業振興に関する請願(第一二九六〇号)
一、労務者に砂糖特別配給の請願(第二一九七号)
一、長野営林局移転反対に関する請願(第一二三六〇号)
一、農林漁業資金金融通の貸付対象拡大に関する請願(第一三七一号)
一、無家畜農家解消に関する請願(第一三七八号)

一、和歌山県那賀郡内国有林野拂下げに關する請願(第一三八三号)

一、農地法制定に関する陳情(第七一六号)

一、無家畜農家解消に関する陳情(第七三四号)

一、無家畜農家解消に関する請願(第七三四号)

重要産業労働者の勤労生活の安定、生産力の増強のために絶大な寄与をなすものであるから、砂糖の統制撤廃に際し、労務加配用として公定価格による

一人半さんの特別配給を実現せられたとの請願。

請願者 札幌市北四條西一ノ一
北海道指導農業協同組合連合会長代理副会長
合連合会長代理副会長 理事 勝野直次

第一三六〇号 昭和二十七年三月十五日受理
九日受理

も農林漁業資金を融通せられたいとの請願。

第一三七八号 昭和二十七年三月二十一日受理
十日受理

農業改良普及の一部整理を企図しているよしであるが、特殊事情下にある鹿児島県農業の振興を図るには、現在の定員数は必要最少限度のものであるから、本県農民の経済向上のために改善及負担を行政整理対象から除外せられたとの請願。

第一四〇二号 昭和二十七年三月二十一日受理 農地災害復旧事業費国庫補助額に関する請願 請願者 鹿児島県議会議長 米山恒治

紹介議員 島津 忠彦君 昭和二十五年四月一日から適用になつた昭和二十五年度法律第百六十九号農林水産業設置災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によると、耕地の災害復旧は被害の多少にかかわらず一律に農地については五割、農業用施設については六割五分の国庫補助金を交付されているが、本年七月災害ならびに今次来襲せるルース台風による被害は、未ぞう有の激じんを極め農家経済の現状からして、その復旧は現行の補助率をもつてしては到底その負担にたえない現状にあるから、同法を改正して高率補助を実施せられたいとの請願。

第一四〇七号 昭和二十七年三月二十一日受理 國内産含み付改良増産事業費国庫補助に関する請願 請願者 鹿児島市山下町鹿児島 県熊毛郡糖業対策委員会内 西村健夫

紹介議員 島津 忠彦君 鹿児島県熊毛郡における甘しよの栽培ならびに含み付糖の製造は、農業經營上重要な地位を占めているが、その栽培および製造加工は旧態依然として原始産業の域を出ない現状であるから、これが改善を図るために國庫助成の措置を講ぜられたいとの請願。

第一四三七号 昭和二十七年三月二十一日受理 農業協同組合に対する長期低利資金融通の請願(三通) 請願者 山口県阿武郡弥富村農業協同組合長理事 日笠国正外二十名

紹介議員 東 隆君 現下の農業協同組合の經營は農村經濟の不振によつていよいよひつ迫し、いまや倒壊の寸前にあるから、長期低利融資によつて救済せられたいとの請願。

第一四四〇号 昭和二十七年三月二十一日受理 輸出産業の一翼を担当している玉糸の輸出は、一昨年においては九千余俵十二億円の外貨を、昨年においては一万二千余俵二十四億二千万円の外貨を獲得し、下半期は器械生糸輸出数量の約三割、本年一月は二割一分を占める状況であつて外貨獲得に多大の貢献をしているが、一方玉糸を生産している事業の規模は中小企業形態であるため、糸価の下落に対し受けける影響は大きく、わざかな変動においても事業を放棄しなければならない状勢に立ち至る場合もしばしば生じるので、過般制定された糸価安定法に基く買上げ対象に玉糸を加えられなかつたことは遺憾であるから、すみやかに玉糸を買上げの対象とせられるよう取り計われたいとの請願。

第一四五三号 昭和二十七年三月二十一日受理 大分県朝田村天提開拓道完成に関する請願 請願者 大分県国東郡朝田村長 広岩了外四名

紹介議員 一松 定吉君 野洲川流域は滋賀県下の最も重要な米產地帯ながら、古来かんばつ懐み多く、これが救済のため長年の歳月と多額の費用を投じて野洲川ダムの完成をみたのであるが、本川の水源地帯は、腐乳性の花こう岩地帯多く、かつ傾斜が急しんであり、とくにはげ山が多いため土壌の崩潰流失が多く現状のまま放置すればダムの埋没のみでなく、山林資源の荒廃とこう水被害の増大を招く結果となるから、水源地帯の治山事業を施工せられたいとの請願。

第一四五五号 昭和二十七年三月二十一日受理 蘭生産費引上げに関する請願 請願者 柄木県下都賀郡穂積村 大字國府塚 橋塚海一 外千八百名

紹介議員 森 八三一君 政府は、本年四月から麦類の統制を撤廃するとのことであるが、内地麥類の買入措置、輸入食糧に対する補給金、米の供出配給制度への影響、勤労者の生活におよぼす影響等の諸点より考へると、わが国食糧政策の面に重大な影響があるから、麦類の統制を継続し合理的な国民食生活の安定を図らねたいとの請願。

畜犬競技は、歐米先進各國、中國ならびに溝州(現中央地区)においても健全なゲームとして日増しに盛んを極めており、また、有能畜犬の改良繁殖と輸出動物の繁殖と奨励となり、地方財政の確立に寄與し、地方公共、厚生事業の振興に役立つほか、畜産行政の向上等そのまつところが大きいから、すみやかに畜犬競技法の実現を図られたとの請願。

第一四〇二号 昭和二十七年三月二十一日受理 農地災害復旧事業費国庫補助額に関する請願 請願者 鹿児島県議会議長 米山恒治

紹介議員 島津 忠彦君 昭和二十五年四月一日から適用になつた昭和二十五年度法律第百六十九号農林水産業設置災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によると、耕地の災害復旧は被害の多少にかかわらず一律に農地については五割、農業用施設については六割五分の国庫補助金を交付されているが、本年七月災害ならびに今次来襲せるルース台風による被害は、未ぞう有の激じんを極め農家経済の現状からして、その復旧は現行の補助率をもつてしては到底その負担にたえない現状にあるから、同法を改正して高率補助を実施せられたいとの請願。

第一四三七号 昭和二十七年三月二十一日受理 同組合理事長 小淵義一外八名 紹介議員 鈴木 強平君 請願者 東京都千代田区有楽町玉糸を買上げ対象とするの請願

第一四六三号 昭和二十七年三月二十一日受理 同組合理事長 小淵義一外八名 紹介議員 楠 八三一君 請願者 東京都中央区日本橋通三ノ六日本玉糸生糸協同組合理事長 小淵義一外八名 紹介議員 楠 八三一君 請願者 東京都千代田区有楽町玉糸を買上げ対象とするの請願

第一五〇七号 昭和二十七年三月二十一日受理 同組合理事長 小淵義一外八名 紹介議員 楠 八三一君 請願者 東京都千代田区有楽町玉糸を買上げ対象とするの請願

第一五二六号 昭和二十七年三月二十一日受理 同組合理事長 小淵義一外八名 紹介議員 楠 八三一君 請願者 東京都千代田区有楽町玉糸を買上げ対象とするの請願

第一五三五号 昭和二十七年三月二十一日受理 同組合理事長 小淵義一外八名 紹介議員 楠 八三一君 請願者 東京都千代田区有楽町玉糸を買上げ対象とするの請願

第一五五六号 昭和二十七年三月二十一日受理 同組合理事長 小淵義一外八名 紹介議員 楠 八三一君 請願者 東京都千代田区有楽町玉糸を買上げ対象とするの請願

第八〇四号 昭和二十七年三月二十日
八日受理

農林道開設事業費等国庫補助増額に関する陳情

陳情者 長崎市袋町三一町村会館
内長崎県町村會議長会

浦口淳一

現在要請されている食糧増産の基盤をなすものは農林道の開設および土地改良事業であり、これは独り町村だけでなく地方産業育成のための緊急なる施策であるが、現在の地方財政ではこのような事業達成に不充分であるから、農林道開設並びに土地改良に対する国庫費補助増額の措置を講ぜられたいとの陳情。

四月九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、農業共済基金法案

農業共済基金法案

目次

第一章 総則(第一條—第六條)

第二章 設立(第七條—第十三條)

第三章 会員(第十四條—第十七條)

第四章 管理(第十八條—第三十二條)

第五章 業務(第三十三條—第三十六條)

第六章 会計(第三十七條—第四十條)

第七章 監督(第四十一條—第四十四條)

第八章 補則(第四十五條—第五十條)

第九章 罰則(第五十一條—第五十四條)

第一章 設立

附則 第一章 総則

(目的) 第一條 この法律は、農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)による農業共済組合連合会の保険収支の長期均衡性にかんがみ、農作物共済、畜禦共済及び家畜共済について、その保険金の支拂に必要な資金の供給を円滑にするため、農業共済基金を設立し、もつて農業災害補償事業の健全な運営を図ることを目的とする。

(人格) 第二條 農業共済基金(以下「基金」といふ)は、法人とする。

(名称の使用制限) 第三條 基金でない者は、農業共済基金という名稱又はこれに類する名稱を用いてはならない。

(主たる事務所) 第四條 基金の主たる事務所は、東京都に置く。

2 基金の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(資本金) 第五條 基金の資本金は、三十億円とする。

2 政府は、十五億円を基金に出資しなければならない。

(登記) 第六條 基金は、政令の定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、あつたときは、設立に関する報告書を提出しなければならない。

(理事長への事務引渡) 第十條 前條第一項の認可があつた

(設立委員) 第七條 農業共済組合連合会(以下「連合会」という)は、省令の定めるとところにより、設立準備会を開き、設立委員を選任しなければならない。

(出資の拂込) 第八條 理事長は、前條の規定によると事務の引渡を受けたときは、三分の二以上の連合会が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

3 設立委員の数は、八人以上とし、そのうち少くとも半数は、連合会の理事でなければならない。

4 第十六條第一項の規定は、設立準備会について準用する。

(創立総会) 第九條 設立委員は、定款案を作成し、これを創立総会の日時及び場所とともに、その会日の二週間前までに各連合会に通知して、省令で定める期日までに創立総会を開かなければならぬ。

2 政府は、前條の規定による報告を受けたときは、遅滞なく第五條の出資金の全額を拂い込まなければならぬ。

3 政府は、前條の規定による報告を受けたときは、遅滞なく第五條の出資金の全額を拂い込まなければならぬ。

4 第十六條第一項の規定は、創立総会について準用する。

(設立登記の申請) 第十條 理事長は、政府の出資の拂込があつたときは、遅滞なく設立の登記の申請をしなければならない。

2 政府は、前條の規定による報告を受けたときは、遅滞なく第五條の出資金の全額を拂い込まなければならぬ。

3 政府は、前條の規定による報告を受けたときは、遅滞なく第五條の出資金の全額を拂い込まなければならぬ。

4 第十六條第一項の規定は、創立総会について準用する。

(設立の認可) 第十一條 理事長は、政府の出資の拂込があつたときは、遅滞なく設立の登記の申請をしなければならない。

2 政府は、前條の規定による報告を受けたときは、遅滞なく第五條の出資金の全額を拂い込まなければならぬ。

3 政府は、前條の規定による報告を受けたときは、遅滞なく第五條の出資金の全額を拂い込まなければならぬ。

4 第十六條第一項の規定は、創立総会について準用する。

(設立の認可) 第十二條 理事長は、政府の出資の拂込があつたときは、遅滞なく設立の登記の申請をしなければならない。

2 政府は、前條の規定による報告を受けたときは、遅滞なく第五條の出資金の全額を拂い込まなければならぬ。

3 政府は、前條の規定による報告を受けたときは、遅滞なく第五條の出資金の全額を拂い込まなければならぬ。

4 第十六條第一項の規定は、創立総会について準用する。

(設立登記の申請) 第十三條 基金は、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによって成立する。

(設立の時期) 第十四條 基金が成立したときは、連合会は、すべて基金の会員となる。

(会員) 第十五条 会員が出資すべき金額は、合計十五億円とし、その会員別の配分は、定款で定める。

2 前項の規定による出資金の配分は、第一号に掲げる金額の会員相互通の割合を基準としてしなけれ

ばならない。但し、出資金の一部は、第二号に掲げる金額の会員相互通の割合を基準として配分し、

又は各会員に平等に配分すること

ときは、設立委員は、遅滞なくその事務を理事長に引き渡すとともににその旨を農林大臣に報告しなければならない。

一 会員ごとに、農作物共済及び畜禦共済について、共済目的の種類別に、それぞれイによって算出された金額と、死亡廃用共済のうち省令で定める家畜に係るものに

のについて、共済目的の種類別に、それをロによって算出した金額とを合計した金額

イ 省令で定める一定期間につき、その期間内の各事業年度の被害率のうち昭和二十七事業年度に適用すべき通常共

済掛金標準率をこえる部分を計算し、これを合計した率を、省令で定めるところにより算出される推定總保險金額に乘じて得た金額。但し、その被害率が昭和二十七事業年度に適用すべき通常標準被害率を

計算し、これを合計した率を、省令で定めるところにより算出される推定總保險金額に乘じて得た金額。但し、その被害率が昭和二十七事業年度に適用すべき通常標準被害率を

計算し、これを合計した率を、省令で定めるところにより、昭和二十七事業年度に適用すべき通常標準被害率を

計算し、その期間内の各事業年度の被害率のうち、省令の定めるところにより、昭和二十七事業年度に適用すべき通常標準被害率を

計算し、これを合計した率を、省令で定めるところにより算出される推定總保險金額に乘じて得た金額

がかかる。

一 会員ごとに、農作物共済及び畜禦共済について、共済目的の種類別に、それぞれイによって算出された金額と、死亡廃用共済のうち省令で定める家畜に係るものに

のについて、共済目的の種類別に、それをロによって算出した金額とを合計した金額

イ 省令で定める一定期間につき、その期間内の各事業年度の被害率のうち昭和二十七事業年度に適用すべき通常共

済掛金標準率をこえる部分を計算し、これを合計した率を、省令で定めるところにより算出される推定總保險金額に乘じて得た金額。但し、その被害率が昭和二十七事業年度に適用すべき通常標準被害率を

計算し、これを合計した率を、省令で定めるところにより算出される推定總保險金額に乘じて得た金額。但し、その被害率が昭和二十七事業年度に適用すべき通常標準被害率を

計算し、その期間内の各事業年度の被害率のうち、省令の定めるところにより、昭和二十七事業年度に適用すべき通常標準被害率を

計算し、これを合計した率を、省令で定めるところにより算出される推定總保險金額に乘じて得た金額

がかかる。

る推定総保険金額を合計した金額
3 会員は、定款の定めるところにより五年以内に出資の拂込をしなければならない。
4 前項の規定による第一回の拂込金の総額は、一億円を下つてはならない。
5 会員は、出資の拂込について、相殺をもつて基金に对抗することができない。
6 会員の責任は、その出資額を限度とする。

(議決権)

第十六條 会員は、各々一箇の議決権を有する。
1 会員は、定款の定めるところにより、第二十五條第二項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、他の会員を代理人として議決権を行うことができる。
2 前項の規定により議決権を行なう者は、出席者とみなす。
3 代理人は、二以上の会員を代理することができない。
4 代理人は、代理権を証する書面を基金に差し出さなければならぬ。
(持分の譲渡禁止)
第十七條 会員の持分は、譲渡することができない。

(定款)

第十八條 基金の定款には、左の事項を記載しなければならない。
1 目的
2 名称
3 業務
4 事務所の所在地

五 資本金の総額
六 出資に関する規定
七 会員に関する規定
八 役員に関する規定
九 総会及び運営委員会に関する規定
十 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
十一 準備金に関する規定
十二 事業年度
十三 公告の方法
(役員)
第十九條 基金に、役員として理事長一人、理事三人、監事一人を置く。
(役員の職務及び権限)
第二十条 理事長は、基金を代表し、その業務を總理する。
1 理事は、定款の定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の事務を掌理し、理事長に事故があるときには理事長の職務を代理し、理事長が欠員のときには理事長の職務を行なう。
2 監事は、基金の業務を監査する。

(役員の退任)

第二十二條 役員は、左に掲げる場合には、その職を失う。
1 任期が満了したとき。
2 辞任の申出につき、総会の承認があり、農林大臣がこれを認可したとき。
3 総会での解任の議決があり、農林大臣がこれを認可したとき。
4 第四十四條第二項の規定により解任されたとき。
5 第三十條第二項の規定は、前項第三号の解任の議決に準用する。
(役員の兼職禁止)
第二十三條 理事長又は理事は、監事と相兼ねてはならない。
(理事長及び理事の自己契約等の禁止)
二十四條 基金が理事長又は理事と契約をするときは、監事が、基金を代表する。基金と理事長又は理事との訴訟についても、また同様とする。

(決算開示書類の提出、備付及び閲覧)

第二十一條 役員は、定款の定めるところにより、総会で選任する。但し、設立当初の役員は、創立総会で選任する。
1 理事長又は設立委員は、前項の規定による役員の選任があつたところにより、総会で選任する。
2 総会の招集の通知は、その会日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

4 役員が欠員となつたときは、連続なく補欠の役員を選任しなければならない。
5 役員の任期は、三年とする。但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
6 役員が欠員となつたときは、連続なく補欠の役員を選任しなければならない。
7 役員の任期は、三年とする。但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
8 前項の通知は、通常到達すべきであった時に、到達したもののみである。
(定款その他の書類の備付及び閲覧)
第二十六條 理事長は、定款を各事務所に備えて置き、且つ、会員名簿及び総合の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。
1 会員及び債権者は、前項に掲げられた書類の閲覧を求めることができる。
2 運営委員会は、定款の定めることにより、業務の運営に関する重要事項につき、理事長の諮問に応ずるものとする。

3 運営委員会は、委員十三人で組織する。
4 委員は、会員を代表する者八人及び基金の業務に関し学識経験を有する者五人をもつて充てる。
5 委員は、役員と相兼ねてはならない。
6 第二十一條第一項の規定は、委員の選任に準用する。
7 委員の任期及び退任については、定款の定めるところによる。
(総会の議決)
第二十七条 理事長は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失金処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。
1 会員及び債権者は、前項に掲げられた書類の閲覧を求めることができる。
2 会員及び債権者は、前項に掲げられた書類の閲覧を求めることができる。
3 理事長は、第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

4 第二十九條 基金が会員に對してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその会員の住所にあてれば足りる。
5 総会の招集の通知は、その会日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。
6 第三十二条 左の事項は、総会の議決を経なければならない。
1 定款の変更
2 業務報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処理案
3 定款の変更及び剰余金処分案又は損失金処理案は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

7 前項の通知は、通常到達すべきであった時に、到達したもののみである。
8 「農林大臣」と、同法第六十條及び第六十一條中「理事」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。
9 第二十九條 基金に運営委員会を置く。
10 第二十九條 基金に運営委員会を置く。
11 第二十九條 基金に運営委員会を置く。
12 第二十九條 基金に運営委員会を置く。
13 第二十九條 基金に運営委員会を置く。

るところにより、組合員から徴収することができる。

2 前項の規定によるきよ出金の各組合員への配分は、各組合員の農作物共済、蚕糸共済及び家畜共済について共済目的の種類別に省令で定めるところにより算出される。

3 推定共済掛金額の合計額の組合員相互間の割合を基準としてしなければならない。但し、きよ出金のうち省令で定める割合をこえない部分については、各組合員に平等に分配することができる。

3 農業災害補償法第九十條（共済掛金等の相殺の禁止）及び第一百八條（共済掛金の滞納処分）並びに前條第四項の規定は、第一項の場合に準用する。（特別きよ出金の徵收）

第四十七條 組合が前條第一項の規定による最初のきよ出金の額を決定した後に組合に加入了者は、省令の定めるところにより、その加入の時までに他の組合員が同項の規定によりきよ出すべきものと定められた金額に相応する額の特別きよ出金を組合に納付しなければならない。

2 組合は、前項の規定により納付された特別きよ出金を連帶なく連合会に納付しなければならない。

3 前條第三項の規定は、第一項の場合に準用する。（きよ出金拂いもどし準備金）

第四十八條 連合会は、前條第二項の規定により納付された特別きよ出金拂いもどし準備金として積み立てなければならぬ。

2 きよ出金拂いもどし準備金は、次條第三項の規定による交付金に充てる場合及び省令で定める場合は除いては、取り扱はずしてはならない。（きよ出金の拂いもどし等）

第四十九條 組合員が脱退したときは、組合は、当該事業年度の終においてその組合員が納付したときより出金又は特別きよ出金に相当する金額を拂いもどさなければならない。

2 組合は、前項の規定による拂いもどしに充てるため必要な額の資金を交付すべきことを連合会に請求することができる。

3 連合会は、前項の規定による請求があつたときは、その請求に係る額の資金を当該組合に交付しなければならない。

4 連合会は、前項の規定により資金を交付する場合において、きよ出金拂いもどし準備金をこれに充ててなお不足するときは、基金に対する不足する額の資金を交付すべきことを請求することができない。

5 基金は、前項の規定による請求があつたときは、その請求に係る資金を当該連合会に交付しなければならない。（基金の解散及び清算）

第五十条 基金又は受託者の役員又は職員が第四十一條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第五十二条 左の場合には、その違反行為をした基金の役員を三万円以下の過料に処する。

一 第三十四条第一項の規定による認可又は第三十七条の規定による承認を受けなかつたとき。

二 この法律又はこの法律に基く政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十六條第二項若しくは第二十七条第二項の規定による閲覽を拒んだとき。

四 第二十八条で準用する民法第六十條の規定に違反したとき。

五 基金の業務の範囲外の業務を行つたとき。

六 第三十八条又は第三十九條第一項の規定に違反したとき。

七 第四十條の規定に違反したとき。

八 第二十九條で準用する民法第六十一条の一部を次のよう改正する。

第五條第四号中「農業共済組合及び同連合会」の下に「農業共済基金」を加える。

九 第二十九條第一項ノ規定ニ依ル委託ヲ受ケ農業共済基金ノ業務ヲ行フ金融機関」に改める。

四月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、農業委員会経費国庫補助増額に関する請願（第一五四四号）

二、でん粉工業救済に関する請願（第一四五五号）

三、米麦包装規格に関する請願（第一五六七号）

四、買收林野の開墾不適地拂下げに関する請願（第一六一四号）

五、地方競馬の民営移管に関する陳情（第八四八号）

六、銅料需給調整法制定反対に関する陳情（第八五四四号）

七、農業共済基金の下に「農業共済基金管理法」を加える。

八、所得税法（昭和二十一年法律第二十七号）の一部を次のよう改正する。

九、第四十五条第四項（第四十六條第三項又は第四十七條第三項で準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

一、第四十五条第四項（第四十六條第三項又は第四十七條第三項で準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二、第四十七条第二項の規定に違反したとき。

三 第四十八条の規定に違反したとき。

第四十九條 第三條の規定に違反した者は、三万円以下の過料に処する。

一 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 事業者団体法（昭和二十三年法律第二百九十一号）の一部を次のよう改正する。

一 第六條第一項第一号中「リ 削除を」を「農業共済基金法（昭和二十七年法律第二号）」に改め

二 第二十九條第一号中「八 削除」を「八 諸表乙号中「八 削除」を「八

農業共済基金及農業共済基金法（昭和二十七年法律第二号）」に改め

三 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のよう改正する。

四 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のよう改正する。

五 第五條第五号ノ二の次に次の二号を加える。

五ノ三 農業共済基金ノ発スル証書、帳簿

六 第三十九條又は第三十九條第一項の規定に違反したとき。

七 第四十條の規定に違反したとき。

八 第二十九條で準用する民法第六十一条の一部を次のよう改正する。

九 第五條第四号中「農業共済組合及び同連合会」の下に「農業共済基金」を加える。

十 第二十九條第一項ノ規定ニ依ル委託ヲ受ケ農業共済基金ノ業務ヲ行フ金融機関」に改める。

十一 第二十九條第一項ノ規定ニ依ル委託ヲ受ケ農業共済基金ノ業務ヲ行フ金融機関」に改める。

十二 第二十九條第一項ノ規定ニ依ル委託ヲ受ケ農業共済基金ノ業務ヲ行フ金融機関」に改める。

合及び同連合会」の下に「農業共済基金」を加える。

第七 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のよう改正する。

一 第二百九十六條中「農業共済組合連合会」の下に「農業共済基金」を加える。

二 第二百九十九條中「農業共済基金」を加える。

三 第三百四十九條中「農業共済基金」を加える。

四 第三百五十條中「農業共済基金」を加える。

五 第三百五十九條中「農業共済基金」を加える。

六 第三百六十條中「農業共済基金」を加える。

七 第三百六十九條中「農業共済基金」を加える。

八 経済関係罰則ノ整備ノ関スル法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のよう改正する。

九 第三百七十九條中「農業共済基金」を加える。

十 第三百八十九條中「農業共済基金」を加える。

十一 第三百九十九條中「農業共済基金」を加える。

十二 第四百零九條中「農業共済基金」を加える。

十三 第四百一十九條中「農業共済基金」を加える。

十四 第四百二十九條中「農業共済基金」を加える。

十五 第四百三十九條中「農業共済基金」を加える。

十六 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

十七 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

十八 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

十九 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

二十 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

二十一 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

二十二 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

二十三 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

二十四 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

二十五 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

二十六 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

二十七 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

二十八 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

二十九 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

三十 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

三十一 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

三十二 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

三十三 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

三十四 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

三十五 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

三十六 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

三十七 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

三十八 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

三十九 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

四十 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

四十一 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

四十二 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

四十三 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

四十四 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

四十五 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

四十六 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

四十七 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

四十八 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

四十九 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

五十 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

五十一 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

五十二 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

五十三 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

五十四 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

五十五 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

五十六 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

五十七 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

五十八 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

五十九 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

六十 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

六十一 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

六十二 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

六十三 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

六十四 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

六十五 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

六十六 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

六十七 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

六十八 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

六十九 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

七十 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

七十一 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

七十二 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

七十三 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

七十四 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

七十五 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

七十六 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

七十七 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

七十八 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

七十九 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

八十 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

八十一 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

八十二 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

八十三 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

八十四 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

八十五 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

八十六 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

八十七 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

八十八 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

八十九 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

九十 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

九十一 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

九十二 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

九十三 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

九十四 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

九十五 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

九十六 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

九十七 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

九十八 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

九十九 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百一 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百二 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百三 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百四 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百五 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百六 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百七 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百八 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百九 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百十 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百一十一 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百一十二 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百一十三 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百一十四 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百一十五 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百一十六 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百一十七 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百一十八 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百一十九 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百二十 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百二十一 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百二十二 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百二十三 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百二十四 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百二十五 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百二十六 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百二十七 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百二十八 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百二十九 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百三十 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百三十一 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百三十二 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百三十三 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百三十四 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百三十五 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百三十六 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百三十七 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百三十八 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百三十九 第四百四十九條中「農業共済基金」を加える。

一百四十 第四百四十九

請願者 鹿児島市山下町三七鹿
児島町村議會議長会 内
高野季信
紹介議員 島津 忠彦君 西郷吉
之助君 佐多 忠臣君
農業委員会に対する国庫補助額は、その一部を補う少額にすぎないから、窮迫せる町村財政にかんがみ、国庫補助額を大幅に増額せられたいとの諸願。

第一五四五号 昭和二十七年三月三十一日受理

でん粉工業救済に関する請願
請願者 鹿児島市小川町鹿兒島
県經濟農協連合会内
猪俣貢一

紹介議員 西郷吉之助君 前之國
喜一郎君 島津 忠彦
君 佐多 忠彦君

さきに政府は、業務用砂糖の入札制を実施し、さらに本年四月より自由販売制を企図しているが、これは国内農産物の主位を占めているいも類の加工品、水あめ、ぶどう糖の価格を暴落させ、全国五千余の水あめ工場をはじめ、三千五百余のでん粉工業、三百余万の生産農家に一大打撃を與え、農家の経済に重圧を加えることとなるから、すみやかに妥当なる措置を講ぜられたいとの請願。

第一五六七号 昭和二十七年四月一日受理

米麦包装規格に関する請願
請願者 岡山県議會議長 蜂谷

紹介議員 加藤 武徳君
主要食糧の自由販売移行への情勢下において、米麦包装様式の再検討が急務

であり、農産物検査法第六條第一項の規定により、包装規格は農林大臣が制定することになっているが、昭和二十四年十一月十八日付食糧庁長官通達の当つては、産米声価を高めるとともに農家作業上最も適切なるものを考慮せられたとの請願。

第一六一四号 昭和二十七年四月四日受理

買収林野の開墾不適地拂下げに関する請願
請願者 新潟県岩船郡大川谷
村 板垣與吉外四十一
名

紹介議員 北村 一男君

政府はさきに自作農創設特別措置法によつて、飼料需給調整法案は、有畜農家創設維持法の裏付法案として、飼料の一部を調整といふ美名の下に事実上の再統制を実施せんとするもので、国民の犠牲により一部業者ながらに特權階級をひ護し、再び公團の失敗を繰り返す虞があるから、このよくな法案には反対であるとの陳情。

第八五四号 昭和二十七年四月二日受理
飼料需給調整法制定反対に関する陳情
陳情者 東京都中央区銀座東四ノ
四飼糧輸出入協議会内
森脇篤太郎
本期国会に議員提出の形式で上程されようとしている飼料需給調整法案は、有畜農家創設維持法の裏付法案として、飼料の一部を調整といふ美名の下に事実上の再統制を実施せんとするもので、国民の犠牲により一部業者ながらに特權階級をひ護し、再び公團の失敗を繰り返す虞があるから、このよくな法案には反対であるとの陳情。

第八四八号 昭和二十七年四月二日受理

地方競馬の民営移管に関する陳情
陳情者 前橋市群馬県内群馬県
經濟農業協同組合連合会
長 小沼弥蔵外二名

現在の競馬方式は法律第百五十八号によるものであるが、従来は民間団体で施行されたものであり、既に治安も確立された今日、競走馬資源確保施設の